

平成31年度 学校給食用物資納入業者募集

学校給食運営委員会では、平成31年度の学校給食用物資納入業者の登録・更新を行います。

応募条件・対象＝次の①～⑧の全てにあてはまる個人・法人・協同体

- ①学校給食の趣旨を理解し、当該趣旨に沿った良心的な物資納入の出来得る業者であること
- ②営業経歴・経営状況が良好であること
- ③固定した営業施設（店舗など）を持ち、電話設備があること
- ④納税義務が履行されていること
- ⑤営業施設・物資保管庫などが衛生的で、法で定められた許認可を有していること
- ⑥従業員の健康管理が十分に行われていること
- ⑦指示する期日・時刻・場所に、指定された数量の物資を納入する経営能力があること
- ⑧その他、当該業務に必要な要件を備えていること

応募業種と取扱分類＝

- ①穀類 ②いも・でん粉類 ③砂糖及び甘味類
- ④豆類 ⑤種実類 ⑥野菜類 ⑦果実類 ⑧きのこ類
- ⑨藻類 ⑩魚介類 ⑪肉類 ⑫卵類 ⑬乳類
- ⑭油脂類 ⑮菓子類 ⑯嗜好飲料類
- ⑰調味料及び香辛料類 ⑱調理加工食品類

※1業者で取扱分類の2分類以上を取り扱うことができます。なお、精肉類・豆腐油揚げ類の申請は組合から提出してください。

申請＝12月17日（月）～21日（金）に、申請用紙を学校給食事務所（矢田町4563-1）へ提出してください

※申請用紙は、学校給食事務所にあります。

※登録認定業者の有効期間は、平成32年3月31日までとします。

問合せ＝中学校給食センターおおぞら（☎53-2809）

年末火災予防運動（12月1日～31日） 年の瀬です 忙しくても 火の用心

みんなそろって新年を迎えられるように、一人ひとりが火の取り扱いに十分注意しましょう。

火の用心のポイント

- ①出かける前や寝る前には、必ず火の元を点検する。
- ②たき火などをするとき、風の強い日や燃えやすい物の近くではない。また、水バケツなどの消火準備をしておく。
- ③ガスコンロや暖房器具の付近には、燃えやすい物やスプレー缶など近づけないようにする。
- ④子どもやお年寄りだけ残しての外出は避ける。
- ⑤家のまわりには燃えやすい物を置かない。また、門灯をつけて明るくする。

暖房器具の正しい使い方

◎ストーブ・ファンヒーター

- ①火をつけたまま給油したり、持ち運んだりしない。
- ②ストーブの上に洗濯物などを干したり、近くに燃えやすい物やスプレー缶などを置かない。
- ③使用後や離れるときは、こまめに消し、完全に火が消えたか確かめる。
- ④ガスのゴム管が古くなっていないか確かめる。

◎ホームこたつ・カーペット

- ①洗濯物などをこたつの中に入れない
- ②たこ足配線で使用しない。

このほかにも、いろいろな暖房器具がありますが、使用方法を十分理解し、正しく使用しましょう。

※12月21日（金）10時から、アピタ大和郡山店にて、街頭キャンペーンを実施します。

問合せ＝奈良県広域消防組合大和郡山消防署 予防課（☎59-1289）

奈良税務署からのお知らせ

平成31年1月からe-Taxの利用手続きがより便利になります。

～マイナンバーカードやICカードリーダーをお持ちでない人へ～
ID・パスワード方式により、ご自宅等からe-Taxが利用できます。

必要なものは、次の2つ！

- ① ID（利用者識別番号）
- ② パスワード（暗証番号）

IDとパスワードは、税務署職員と対面による本人確認を行った後に発行します。
発行を希望される人は、運転免許証などの本人確認書類をお持ちください。

※国税庁HPの「確定申告書等作成コーナー」でのみ利用できます。



ID・パスワード発行コーナーを設置します！！

日時＝12月13日（木）
10時～16時

場所＝三の丸会館ミーティング
グループ（南郡山町529-1）
（税務課）